

大阪府御中

コーポレート・カタリスト・インディア・  
プライベート・リミテッド

## インド投資環境レポート 12月

### <インドでの最近の動向>

#### インド、6か国とオープンスカイ協定に署名

インドは、2016年国際民間航空交渉において、17か国と協議を行っており、そのうち12か国と覚書に証明した。今回の協議での主要事項は、交通権利の増加、オープンスカイ協定、新規航空便協定、コードシェア、および航空業界に関するその他の事項等であった。

#### インド政府は、衛星データに関して米国・インド間の協力関係を承認した

インド政府は、インド宇宙調査局（ISRO: Indian Space Research Organisation）と米国地質学サーベイ（USGS: United States Geological Survey）間の覚書の締結に承認した。これは米国のランド・リモート・センシング・サテライトデータの利用と情報交換に関する協力に関するものである。

#### 2016年主要港権限法案（Major Port Authorities Bill, 2016）が承認された

インド海運省の提案により、1963年主要港信託法（Major Port Trusts Act, 1963）から2016年主要港権限法案（Major Port Authorities Bill, 2016）への変更が承認された。新法は、主要港に権限を付与し、主要港の制度上の構造を近代化させ、意思決定上の完全な自律性のもとで効率的な運用が行われる。本法案では意思決定の分散化させ、港のガバナンスに専門性を付与することを意図する。輸入の円滑にさせ、利用者に透明な意思決定を与え、プロジェクト推進能力を改善させる。

#### インド政府、DMIC 信託ファンドの任務の拡大を承認

インド政府は、デリー・ムンバイ産業大動脈（DMIC: Delhi Mumbai Industrial Corridor）プロジェクト推進信託ファンドの任務の拡大を承認し、産業大動脈の統合的な開発のための国家産業大動脈開発実行信託（NICDIT: National Industrial Corridor Development & Implementation Trust）として再構築した。NICDITは、すでに承認されていた既存の財務的支援に加え、追加的な支援額2.3億米ドルを2022年3月31日までの期間内に利用することができる。

#### インド政府、絹織物セクターに関する労働法の簡素化および技術革新の支援

インド政府は、絹織物セクターに関する労働法の簡素化および技術革新を含む改革案を承認した。タオルやベッドシーツ等の製造セクターにおいて四半期で100時間までの残業を許可し、また月額223米ドル未満の所得者に対してもインド年金制度（EPF: Employee Provident Funds）への従業員への拠出を可能とした。政府は、3年後の追加の製造および雇用にに基づき衣類に供されるものと類似の製造に関して、10%の追加の技術革新ファンドスキーム（Technology Upgradation Fund Scheme）補助金を強化し、製造のインセンティブを付与する。

## 自動車主要プレーヤー、11月の販売成長率は2桁超

主要自動車メーカーのマルチ・スズキ、トヨタおよびルノーの11月の販売成長率が2桁を記録した。マヒンドラ、フォード、ホンダでは、高額紙幣の無効化の影響で購入がキャンセルされたディーラーでアポなしでの販売が見られた。フォルクス・ワーゲンも11月の堅調な売上を報告した。マルチ・スズキの国内販売台数は126,325台であり、2015年11月の110,599台と比較して14.2%増加した。ALTO、WAGON Rを含むコンパクトカーの販売は8,886台であり、昨年同月の35,981台と比較して8.1%増加した。

## <インドの規制環境>

### 労働許可・就労ビザに関する規制

インドに入国するすべての外国人は、有効な国際渡航文書(パスポート)に加え、原則としてインド大使館や在外公館で取得した有効なビザ証の保持が要求される。今回はインドの入国目的に応じたビザの種類および日インド特別戦略的グローバル・パートナーシップに基づく、日本人の優遇措置について説明する。

### 入国目的に応じたビザの種類

ビザ種類	概要
商用ビザ	外国企業の代表としてビジネス会議に出席するなど、ビジネス出張目的でインドを訪れる場合には商用ビザが必要となる。通常、1年又はそれ以上の期間で、複数回の入国が可能なビザの申請も可能である。
会議ビザ	インドに国際的な会議に出席をするために訪問し、以下の組織が開催をする会議/セミナー/ワークショップなどからの招待状を有する場合には会議ビザの取得が必要となる。なお、会議ビザは発行日から起算して3ヶ月間有効であり一度限りの入国が可能である。  インド政府省庁、州政府、公的機関、中央教育機関、国公立大学、またインド当局や州政府、国連や特別な代理機関や著名なNGOによって管理されている団体
雇用ビザ	雇用ビザは、専門家としての資格を有する、またはインド企業等との雇用契約により、技術専門家、上級管理職又は経営者などとして業務に従事する場合に必要となる。通常、1年又はそれ以上の期間で、複数回の入国が可能なビザの申請も可能である。
観光ビザ	インド訪問の目的が友人や親戚に会うなどの単純な余暇、観光目的の場合には観光ビザが必要となる。ビザの有効期間に拘わらず、インドに滞在できる最大期間は各滞在で6ヶ月に限定される。
トランジットビザ	トランジットビザは、最大15日間有効で最大2回までの入国が認められており、インドを経由して他国に行く外国人に発行される。申請者はインドを経由して向かう国への搭乗券を有する必要がある。
ジャーナリストビザ	プロのジャーナリスト、取材関係者、映画関係者、ラジオやテレビ局の代表者に対しては、有効期間が最大6ヶ月のジャーナリストビザが発行される
研究ビザ	研究機関の知名度や評判、申請者の適格性次第で、研究ビザが発行される。

## 外国人登録

180 日以上有効な雇用ビザまたは研究ビザでインドに入国した外国人は、インドの最初の入国日から 14 日以内に滞在を予定している地域を管轄する登録事務所で外国人登録を行う必要がある。その他の 180 日以上有効なビザを持っていたとしても、各滞在の期間が 180 日を超えない場合には、登録不要である。なお、180 日以上有効な商用ビザで入国した外国人は、各滞在で継続的に 180 日以上滞りを予定している場合には登録が必要となる。

## 日本人への優遇措置

### ①Visa on arrival

インドに入国するすべての外国人は、パスポートに加え、事前に有効なビザ証を取得することが必要である。インド政府は日本人に対して Visa on arrival 制度を設置している。Visa on arrival とは、観光、親族等への簡易訪問、短期滞在等の場合にデリー、ムンバイ、チェンナイ、コルカタ、バンガロールまたはハイデラバードの国際空港で到着後に取得可能なビザ証である。本ビザ証には主に次のような制限があるので留意する必要がある。

- ✓ 一回の滞在が 30 日を超えない
- ✓ インド居住者ではない
- ✓ パスポートの有効期限が 6 か月以内でない
- ✓ 財政上問題ない
- ✓ 暦年計算で、1 年に 2 回を超えていない
- ✓ 他のビザ証への変換は原則としてできない

また、一回の入国のための VISA となるため、一度出国した場合には同じ VISA での再入国はできない。

### ②外国人登録における代理人による登録

180 日以上有効な雇用ビザまたは研究ビザでインドに入国した外国人は、インドの最初の入国日から 14 日以内に外国人登録を行うことが必要である。この外国人登録において、日本人の場合には、その登録・更新時に本人がいることは要求されず、承認された会社の代表者を通して完了させることが可能である。ただし、承認された会社の代表者は、適切な個人証明証を有する会社の代理人であることが求められる。